

流山市障害者計画(案)及び第3期流山市障害福祉計画(案)パブリックコメント意見

NO	項目・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
1	5.地域福祉の促進 施策の展開 表の13	障害者団体が啓発活動を行う拠点として、各種団体の会議等ができる施設については、各福祉会館を利用できるようにしたらよい。この場合、システムの運用を見直す必要がある。	障害者団体の活動拠点としては、福祉会館等の公共施設とともに民間施設の活用も検討します。	無
2	全 般	先進国として他国のノウハウを享受して充実してきました。何んと云っても予算の問題、税率の問題で国民的理解行政指導、国民指導国家での改革以外に何も発展はしない。35年前にスエーデンへ見学学習調査で知ったが、ユリカゴからハカバまでの資金税金がなければならぬ。理想と実態の予算化・国民的理解、総合されなければ。 流山市障害者計画は立派です、現状国民、国家でいたしかたありません。	本計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち-流山」を基本理念として、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指すものです。今後とも、本計画の趣旨に則り、諸施策を推進します。	無
3	障害者の現状	平成23年度3月に3,973人、2.39%も障害者がいることにびっくり。家族に障害者がいると大変な負担となり市や一般の人の支援が必要不可欠です。福祉会館として支援できることは、市民祭りへの参加の呼びかけ、バザー開催の通知、場所の提供や映写会への誘い、演芸会の見学勧誘などがあります。 支援施設も沢山あり、どういった活動をしてきたか不明のため、意見が言えません。 施設支援者から各福祉会館へ相談が必要と思われます。	市及び障害者団体等のイベントの開催にあたっては、福祉会館との連携を図ります。	無
4	施策の展開30	住宅地と交通機関とを結ぶ道路に限りつつじ等の植込みを撤去し歩道巾を広げる。	江戸川台西地区において、植込みを撤去して歩道幅員を確保する方法を既に実施しており、今後実施可能な個所の選定を検討して行きます。新設道路については2メートル以上の歩道幅の確保に努めています。	無
5	施設サービスについて	障害者の通所施設が南流山地区にはありません。至急、支援施設を立ち上げていただきたい。	引続き民間活力を活用しながら施設整備を促進します。	無
6	障害者就労支援について	障害者へのスポット的生活支援も大切ですが、継続的支援の面から就労支援に力を入れるべきと考えます。民間企業は厳しい経済状況で採用は無理と思われます。就労施設の設置を優先させると共に、PRを積極的にして一般市民も利用したくなる明るい施設の設立を企画してはどうでしょうか。行政の支援とNPOの活用でなんとかしたいものです。既存の施設もあるようですがPR不足か私は利用したことがありません。(例 パン屋、ケーキ屋)	障害者が継続して就労できるように就職後も支援を行い障害者の雇用の定着を図ります。就労支援センターでは一般雇用に向けた活動を行っています。一方、市内には、障害者が働くお店(軽食喫茶、食品等販売)がありますが、今後も多くの市民の方々にご利用いただけるよう広報紙及びホームページ等でPRします。	無
7	施設について	立派な計画策定も必要ですが、現状、施設や道路のバリアフリー化が遅れています。行動しようと思うと介護者が必要となるのでは、自立も出来ません。バリアフリー化に予算を重点的に投資すべきです。	施設整備中の木の図書館、運河駅舎をはじめ、平成24年度から整備予定の老人福祉センターなど、引続きバリアフリー化を推進します。	無
8-1	11ページ	11ページ最終行の「(2)程度別状況」は、次ページである12ページの冒頭に記載すべきものではないか。	ご指摘のとおり訂正します。	有

流山市障害者計画(案)及び第3期流山市障害福祉計画(案)パブリックコメント意見

8-2	第2章「流山市における障害者の状況」	平成23年7月29日に一部を改正する法律案が可決成立し、8月5日に公布・施行された「障害者基本法」(昭和45年法律第89号)の第2条第1項において定義されている“障害”は、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) また、「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律第167号)には、第2条第1項に、「自閉症、アスペルガー症候群その他の公認性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令でさだめるもの」と発達障害を定義している。 しかし、「第2章 流山市における障害者の状況」には、身体・知的・精神障害者の状況は記載されているが、“発達障害”や、高次脳機能障害などの、“その他の心身の機能の障害”の状況についての記載がない。 全ての障害者の状況が分からなければ、ニーズの把握ができず、計画もたてようがないのではないだろうか。19ページの1 計画の基本理念にも「*この計画では発達障害者や高次機能障害者も含みます。」と記しているのだから、これらの障害者の状況についても記載していただきたい。 市内外の自閉症者の団体や、学校、CAS(千葉県発達障害者支援センター)、専門医などの協力を得ることにより、ある程度の数の把握は可能だろうと思われる。ただし、発達障害の診断が可能な専門医療機関は全国にもまだ数が少なく、医学的な診断に基づく”発達障害者”に限ると、数が少なすぎ、支援を必要とするニーズの掘り起しにはつらながらないため、“自閉傾向”などでも、数に含むこと、発達障害者の多くは知的障害も併せ持っていることなどを注釈として明記する必要もあると思われる。	障害者計画は障害者基本法に基づく計画であることから、ご指摘のとおり発達障害その他の心身の機能の障害があるものについても含まれるものとしています。しかし、発達障害や高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるものについては、公式な統計資料等がないことから、数値の正確性において考慮した結果、本計画においての反映は控えしました。ただし、発達障害、高次脳機能障害等についても障害種別にこだわることなく福祉サービスの対象者として療育相談や通所サービスの利用など個別に対応しており、計画策定のサービス量にも含んだものとなっております。 今後、障害者基本法で定義される発達障害者その他の心身の機能の障害があるものについて、客観的な統計数値が示された場合は、次期計画策定の中で検討します。	無																
8-3	4 教育の充実	このページでは、流山市内の特別支援学校等学年別在籍者数と、特別支援学級在籍者数及び、通級による指導を受けている児童数について記載されている。 この内容から考えると、このページで述べているのは、「学齢期における障害児(者)の状況」であって、「教育の充実」ではないと考えるが、いかがだろうか。	ご指摘を踏まえ17ページの「教育の充実」を「特別な支援を要する児童・生徒の状況」に変更します。	有																
8-4	4 教育の充実 (1)特別支援学校等学年別在籍者数	聴覚障害と肢体不自由は7ページの身体障害と、知的障害は11ページの知的障害と、それぞれ重複して記載されていることを注釈で明記した方がよいのではないだろうか。	7ページ及び11ページの数値は17ページの数値が含まれていますが、特に注釈は必要ないものと考えます。	無																
8-5	4 教育の充実 (2)特別支援学級在籍者数	この表を見ると、特別支援学級に在籍しているのは、知的障害児だけである誤解を受ける。実際には、アスペルガーなど知的を伴わない高機能自閉症や、身体障害を重複障害として有している者も在籍している。また、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥多動)、自閉症者は、その障害特性から、知的障害を伴っていないくとも、知能指数が低く計測されがちであり、就学前の知能指数検査結果から”知的障害”とここで表記してしまうことは、少々乱暴なのではないだろうか。実際、特別支援学級在籍者は、療育手帳保持者でない場合も多くある。記載方法を検討されたい。	ご指摘を踏まえ、17ページの(2)特別支援学級在籍者数の表内「知的障害」を「在籍者数」に変更します。また、「※小学校の在籍者数には、知的障害、言語障害、情緒障害を含む」を加筆します。それに伴い、在籍者数は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>変更前</td><td></td><td>変更後</td></tr><tr><td>小学校</td><td>75</td><td>→</td><td>80</td></tr><tr><td>中学校</td><td>40</td><td>→</td><td>40</td></tr><tr><td>合 計</td><td>115</td><td>→</td><td>120</td></tr></table>		変更前		変更後	小学校	75	→	80	中学校	40	→	40	合 計	115	→	120	有
	変更前		変更後																	
小学校	75	→	80																	
中学校	40	→	40																	
合 計	115	→	120																	

流山市障害者計画(案)及び第3期流山市障害福祉計画(案)パブリックコメント意見

8-6	4 教育の充実 (3)通級による指導をうけている児童数	ここでは「言語障害」「情緒障害」「学習障害・ADHD」という3区分が記載されている。 この中の「情緒障害」は、“主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも”という、学校教育法第81条第2項等に規定された「情緒障害特別支援学級」に所属する児童の障害を指していると思われる。「情緒障害」は、選択性かん黙や不登校児の障害をそう呼んでいたという歴史的背景があるというだけで、障害者基本法で定義する障害区分とは異なった区分である。実際に、情緒障害特別支援学級に在籍する児童は、選択性かん黙より圧倒的に自閉症や軽度知的障害、広汎性発達障害を有している児童が多く、文部科学省も『「情緒障害」を対象とする特別支援学級の名称について』(20文科初第1167号 平成21年2月3日)において、「情緒障害特別支援学級」という名称を、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と改めている。また、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課は、平成19年3月15日の『「発達障害」の用語について』で、「学術的な発達障害と行政上の発達障害とは一致しない。」と明記している。 これらの事情を背景として考えると、(3)で区分されている児童は、医学上「言語障害」「情緒障害」「学習障害・ADHD」として診断されたものではなく、あくまで学校での指導上での区分ではないかと推測される。 くどいようだが、正しい実態の把握は、正確なニーズの把握につながり、より現実的な計画の策定につながる。ここにこの3区分を表記するならば、その障害の区分の仕方について、注釈で明記していただきたい。 また、通常学級にもある程度、知的障害や発達障害、身体障害を有している児童が在籍していることも、併せて記載していただきたい。	17ページの(3)に注釈として「※学校の指導上3区分としている」を加筆します。また、通常学級の障害児童の在籍については、特別な支援を要する児童・生徒の状況として、正確な数が把握できているもののみを記載していることから、ここでは表記しません。	有
8-7	1 計画の基本理念	1行目で「障害者の有無にかかわらず」と、この計画の対象者を全ての障害者・健常者としているのだから、最終行の「※この計画では発達障害者や高次脳機能障害者も含みます。」と記していることは、矛盾しているのではないだろうか。 第2章 流山市における障害者の状況 の意見でも述べたが、障害者の状況に、“発達障害”や、高次脳機能障害などの、“その他の心身の機能の障害”の状況についての記載があれば、ここで注釈をする必要はないだろう。 それでもあえて強調する意味でここに注釈を記すならば、障害者基本法の定義に基づき、「高次脳機能障害者」ではなく、「高次脳機能障害など、その他の心身の機能の障害者」と記するのが正しいのではないだろうか。	「計画の基本理念」のご指摘の部分について、次のとおり「※この計画では障害者基本法で規定される身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを含まます」に改めます。	有
8-8	1 相談体制の充実 17 ピアカウンセラーの育成	「ピアカウンセラーの育成」だけではなく、「相談窓口の開設」も目指していただきたい。 また、発達障害者の地域支援体制の確立のため、併せて「ペアレントメンター※の養成とその活動を調整する人の配置」を加えていただきたい。 ※ペアレントメンター:発達障害者の子育ての経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。	ピアカウンセラーの活動できる場所として既存の相談窓口である地域活動支援センター「すみれ」があることから、新たな相談窓口の開設は予定していません。また、ペアレントメンターの養成等については、今後の課題とします。	無

流山市障害者計画(案)及び第3期流山市障害福祉計画(案)パブリックコメント意見

8-9	2 権利擁護の推進	『福祉施設で暮らしている人たちの生活向上のための指針』の活用」も事業に加えていただきたい。 この指針は千葉県が平成19年度3月に策定し、平成23年3月に改正したもので、人権侵害のグレーゾーンに踏み込んだもので、全国的に見ても非常に画期的なものである。是非ご活用願いたい。この指針は施設職員・入所者を対象にしたものだが、内容は通所施設でも充分活用が可能である。	24ページ及び39ページに新規事業として「福祉施設で暮らしている人たちの生活向上のための指針の普及・啓発」を加えます。	有
8-10	5 日中活動の支援	ショートステイから一歩踏み込んだ「レスパイトケア※の導入」について、ぜひ検討いただきたい。 ※レスパイトケアとは：障害者の家族を一時的にその介護から解放することで、家族の心身のリフレッシュを図るケアのこと。ショートステイと酷似しているが、家族の急病などの緊急時に即応できるところなどが異なる。介護者の派遣やショートステイ、緊急保護などを概念に含み、必要な時に、必要な人に、必要な援助を、最も障害者に負担のかからない形で提供できるサービス。	ショートステイは、レスパイトケアも含め個々の事情に応じた適切なサービスの給付に努めます。	無
8-11	2 防災、防犯対策の推進 34地域防災体制の充実	「自治会等による防災訓練に当事者自らの参加を積極的に推進します。」となっているが、自治会は担当自治区に居住する災害時要援護者のリストを持たないため、どのような配慮が必要なのかかわからず、当事者を交えた訓練を行えない状況である。 地域防災体制の充実で最も必要とされているのは災害時要援護者リストの作成ではないだろうか。プライバシー保護の関係があり、リスト作成にはどの自治体も苦慮しているところであるが、私は下記の方法でリスト作りを提案したい。 記 ① 学校・施設などを通じて、災害時要援護者リストへの登録を促す。 ② 流山市への転入時に必要性について記したパンフレットを配布し、登録を促す。 ③ 身体障害者手帳・療育手帳保持者へ登録を促す通知を配布する。 ④ 既存する地域活動支援センター、民生主任児童委員会などの各種相談機関と障害者支援課が連携し、相談に訪れた方に登録を促す。 ⑤ 市ホームページに掲載する。 以上 この手法による災害時要援護者リスト作成は、障害者のみならず高齢者や乳幼児、在住外国人など、災害時に配慮が必要な方のリスト作りにも有効である。もちろん、リストへの登録を拒む方への強制はすべきではない。リスト作成時に、災害時に何が心配なのか(「一人で避難できない」「人ごみが苦手」「パニックを起こす」など)をアンケート形式で調べておくことも後の防災計画作成の参考となるだろう。 障害者はその障害の特性により、災害時には特に細かな配慮が必要となることは、先の東日本大震災でも再確認されたところである。このリストを元に、流山市が各障害特性に配慮した防災計画を作成し、それを元に必要な物資の整備、福祉避難所の設置(特に自閉症者は体育館など、避難者が多い避難所を使用することはできないため)、障害者への緊急災害情報提供の手段を確立することが、まず必要である。そこまで市が用意した後に、各自治会に災害時要援護者への配慮の必要性とその手法を伝えて、初めて、「自治会等による防災訓練に当事者自らの参加」が可能になるのではないか。	ご提案については、具体的であり十分参考とさせていただきます。 市では、災害時要援護者の情報の共有化について、プライバシー保護の観点を含め、3月中に策定します。	無

流山市障害者計画(案)及び第3期流山市障害福祉計画(案)パブリックコメント意見

8-12	1 保育・就労前教育の充実 5行目	「障害を早期に発見し、保護者が適切な療育を受けられるような」は、「障害を早期に発見し、障害児が適切な療育を受けられるような」の誤りではないだろうか。	ご指摘のとおり「保護者」を「障害児」に改めます。	有
8-13	1 保育・就労前教育の充実	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査や、保健センターの保健師らが行う育児相談で、障害の早期発見・早期療育開始が可能となるよう、障害に関する専門的知識を有した保健師を保健センターに配置していただきたい。さらに、「アセスメントツール(発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票)の導入」も促進していただきたい。	保健センターにおける1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査においては、小児科医師及び精神発達の専門家である心理判定員を配し、保健師とともに、障害や療育の必要な可能性のある子どもの早期発見、助言、必要な支援ルートの紹介を行っています。育児相談においても、保健師が小児科医師や心理判定員等の専門家との連携を取りながら、早期発見等に努めています。また、保健師は研修会を受講するなど、専門性を高め、より適切な支援を行えるよう、スキルアップに努めています。 1歳6か月児及び3歳児健診の項目は、母子保健法施行規則を基本に作成された健診マニュアルに沿って、総合的にチェックし、疾病や障害の予防・早期発見だけではなく、健康の保持増進を進めていくために設定されており、現在のところ、健診等での発達障害に特化したアセスメントツールの導入については、予定していません。	無
8-14	1 保育・就労前教育の充実 37 障害児通所施設「つばさ学園」の充実	この項目に、「放課後等デイサービスの実施」を加えていただきたい。就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進し、共働きや一人親の負担軽減を図り、放課後等の居場所作りを推進していただきたい。現状は、学童クラブの利用は、空きがない場合、小学3年生までしか利用できず、仕事を辞めざるを得ない保護者も出ている。	障害児通所施設「つばさ学園」では、放課後デイサービスの実施については予定していません。ただし、民間の施設や事業所等が実施する放課後等デイサービスの利用については、個々の状況に応じた支援に努めます。	無
8-15	2 学校教育の充実 43 学習障害・ADHD自閉症等の教育的支援	「教育支援ができる人材の確保に努めます。」の他に、「障害児の教育に携わる教師等の、特別支援学級教諭等免許の取得の促進」を加えていただきたい。	特別支援教育における専門的知識は個別支援の充実を図るうえでも重要と考えます。免許取得も含め専門的知識の習得は、「適切な教育支援ができる人材の確保」に含みます。	無
8-16	2 学校教育の充実 44 建物の耐震・バリアフリー化	児童館や児童センターのバリアフリー化も併せて推進していただきたい。この場合のバリアフリーは、建物本体だけでなく、インクルージョンの本質としての「心のバリアフリー」を目指していただきたい。以前、児童館などで障害児の受入を敬遠されたことがある。このようなことが二度とないようにしていただきたい。	既存施設のバリアフリー化については、計画的に推進します。また、権利擁護の推進も踏まえ心のバリアフリーに努めます。	無
8-17	1 就労支援から雇用 47 就労支援センターの充実	継続的な就労支援の実現のため、この項目に、「配置型ジョブコーチ及び第1号ジョブコーチによる支援を進めます。」を加えていただきたい。	流山市就労支援センターでは、第1号ジョブコーチを配置し、配置型ジョブコーチとも連携した支援を展開しています。このことから、48ページの47就労支援センターの充実の事業内容と目標にはご指摘の内容も含んでいます。	無
8-18	1 就労支援から雇用 48 就労・雇用機会の充実	市役所や企業の雇用機会拡充及び継続雇用支援のため、「第2号ジョブコーチの育成と企業における雇用の促進を図ります。」を加えていただきたい。	市としては、第2号ジョブコーチの育成については考えていません。ただし、企業への雇用の拡充に努めます。	無
8-19	②流山市グループホーム等入居者家賃補助	「予算の範囲内において」とあるが、予算の範囲を超えた場合は、補助の交付がなくなるという意味だろうか。だとしたら、不公平感があるのだが、いかがだろうか。	87ページの「予算の範囲内において」を削除します。	有